

種類	No	質問	回答
法令・ 組換え 表示に ついて	1	大豆、トウモロコシは任意表示ということで、遺伝子組み換えに関して表示しない場合は、今回の改正を気にする必要がないというのでしょうか？	任意表示をしない場合は改正のポイントは変わりませんが、義務表示については大豆もトウモロコシも従来と変わらず順守する必要がありますのでご留意下さい。
	2	法改正により、大豆とトウモロコシだけが規制が厳しくなった背景事情等可能であればご教示いただきたいです。	5%未満の混入があっても「遺伝子組み換えでない」とする優良誤認を防止することが主要な理由の1つとされており、輸入形態や分析技術の特性上、混入率の考え方は大豆とトウモロコシに当てはまる部分が多いですが、他の7作物も食品表示法の対象になります。
	3	分別生産流通管理を行っていない原材料を2%程度使っている場合は、不分別の表示が必要でしょうか？	不要です。
	4	分別生産流通管理を行っていない原材料を37%程度使い、3種類しか原材料を使っていない場合は、不分別の表示が必要でしょうか？	必要です。
	5	不分別大豆を50%使った原材料を加工食品に9%使用した場合、不分別の表示は必要でしょうか？	最終製品中に元の大豆が5%未満かつ上位3種類に入らないことが証明できる場合は、不要です。
	6	公定法で検出されないGMOでも5%以上混入があれば食品表示法違反となりますか？	科学的検証において、行政側では公定法を使用しますので、公定法で検出できないGM作物が検出されて違反と判断されるケースは想定し難いです。しかし、社会的検証との組み合わせや、公定法が改正されて検出できるGM作物の品種が増えれば、現状違反と判定されなかったケースが違反となることもあり得るかと思量いたします。
	7	ばれいし、てんさいのような、日本では遺伝子組換え作物は高用栽培されていない作物の場合、生産国が日本であることが確認できれば、遺伝子組換え検査なしに遺伝子組換えでないとして表示してもいいのでしょうか？	作物単体で見れば、国産のものは遺伝子組換えでないと思って問題ございませんが、流通経路が明らかでない場合は国内で海外産のGM作物が混入する可能性も否定できないため、科学的な方法で検査をお勧めいたします。
	8	からしなは分析は今後提供されることはございますか？また、それに関連して辛子の表示については不分別となる可能性はありますか？	追加されたからしなは油糧品種であり、食品としては植物油のみの流通が想定されているとされていること、また、取引の場面でマスタード種子とは別であるとされていることから、辛子の表示が「不分別」とされる可能性は低いと考えます。
	9	日本のような非商業栽培国かつ遺伝子組換え原料の混入がないことが確認できれば、分析は不要でしょうか。いずれでも分析は必須でしょうか。	「不分別」の記載を避けたい場合、少なくとも分別生産流通管理は必要ですが、分析は必須ではありません。ただし意図せぬ混入の有無を確認したい場合や任意表示をしたい場合は分析をお勧めいたします。
	10	業務用の場合、GMO表示は必要ないと聞きました。その考え方で間違っていないでしょうか。	業務用加工食品とは加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものと定義されており、これらについてはGMOに関する所謂「義務表示」はありません。しかし、「遺伝子組換えでない」という所謂「任意表示」を容器包装、送り状、納品書等に表示する場合は一般用と同様にIP(ノン)ドリングなどが必要になります。詳しくは、e-GOVなど食品表示基準の原典をご確認下さい。 <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427M60000002010">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427M60000002010</a>
	11	海外規制の比較というスライドでDNAなどが検出できないもの表示でEUや台湾は表示対象となっていますが、具体的にどのように表示する必要があるのでしょうか	DNAが検出できないものであっても、トレーサビリティに関する規則（EUではEC No. 1830/2003）に従って、GM作物から製造された旨を表示する必要があります。
	12	分別生産流通管理をしている書面をもらいましたが、遺伝子組換え作物の混入を定性試験をしたら、陽性の判定でした。この回答をサプライヤーからもらいました。この場合、任意表示含めどの様な表示方法が好ましいのでしょうか？ 分別生産流通管理をしても組換え作物の混入は認められるのでしょうか？（数%以下ならば、OKの様な書面をもらいましたので）	定量によって5%以下であることを確認できれば、意図せざる混入として有り得る範囲のため分別生産流通管理をして表示できます。しかし、定性試験で陽性となった場合は任意表示で「遺伝子組換えでない」と表示することは禁止されています。
	13	GMOの混入有無について、書類での確認と分析での確認の両方の証明ができた「遺伝子組換えでない」表示が使用できるのですが、この表示を使用する場合、公的機関への届け出が必要なのでしょうか？また、公的機関による確認検査や、市場に出回っている製品の買取検査などは行われているのでしょうか？	届出は必要ありません。一方で、行政は監視や調査などの目的で市場から取査検査をする場合があります。
	14	GMOの意図せざる混入は大豆とトウモロコシに適用となりますが、以外の作物は分析方法の確立がされていないため今のところ目安なしというのでしょうか	穀物は1粒が小さいので十分な量を検査できますが、大きな作物は統計的に十分な量を分析することが困難です。また流通形態によっても「意図せざる混入」の考え方が異なるため、現在のところ大豆とトウモロコシのみに適用されています。
	15	GMOに由来する残留タンパク質を定性または定量分析することを要求している国内外の規制はありますか？	現在、代替法を認めずにタンパク質の測定を「要求している規制の有無は分かりません。
	16	分析法は国内のみならず、海外の知見も含め網羅的になっていくことと推察いたします。そこで国内と海外、国内公定法と世界の先端方法などで分析法やサンプリング方法の違いがあればご紹介いただけたら幸いです。	目的（法規制/自主検査など）が異なるため対比させて違いを紹介することが難しいですが、国際的にはCodex委員会という政府間機関で食品の分析法などの標準化が図られているため、国内外で大きく違いが生じる方向にはならないものと推測いたします。一方、民間や研究機関において新たな技術が開発・利用されている面もあります。
	17	「メーカーでサイロなどに原材料を受入れた後、選別機など共有機器の使用によりGMO/非GMOが混ざる可能性」について排除できないければ「5%」をラインとして線引きする必要があるという認識で良いのでしょうか？	状況にもよりますが、5%を超える可能性が無視できないと判断される場合は、科学的に検証することをお勧めいたします。
	18	表示の新制度について、IP管理された作物（意図せざる混入5%以下）を原料とした輸入品の包材やラベルに英字でNon-GMOと書かれているのは問題ないのでしょうか？	国によっては意図せざる混入5%以下を原料とした輸入品の包材やラベルに英字でNon-GMOと書かれているのは問題ないかと思いますが、日本においては新制度施行においては問題かと思えます。新制度施行後は日本国内流通品においてはNon-GMOを謳うには意図せざる混入が0%でなくてはなりません。
	19	国産の大豆とトウモロコシでは遺伝子組換えのものはないと思って良いのでしょうか？国産で遺伝子組換えと表示するものはあるのでしょうか？	現状日本においてはGM作物の栽培は禁じられていますので国産の大豆とトウモロコシでは遺伝子組換えのものはないと思って問題ございません。したがって、100%国産原材料を使用している品に対して、遺伝子組換えと表示することは矛盾がありません。
	20	公定法の定められていない農産物（なたね、綿実、アルファルファ等）については行政ではどのように化学的検証が行われるのでしょうか。ご存知のことがあればご教示ください。	公定法の定められていない農産物の科学的検証は困難ですが、技術開発は続けられており、随時公定法の改定がなされています。また、なたねにつきましては除草剤耐性の遺伝子組換えなたね（RT73 B. rapa）を検出する定性PCR試験が食品衛生法で定められております。
	21	国産原料でもGMO作物が混入する可能性があるとのことでしたが、どのようなルートでの混入があるのでしょうか。	混入の具体例は存じ上げませんが、GM作物が国内に輸入されて存在する限り、倉庫や製造ラインなどで混入する可能性が挙げられます。
	22	遺伝子組換えでないとして表示するための証明として、たとえばFoodChainIDのような証明書は有効でしょうか	証明書の内容が社会的検証（書類での確認）に十分かどうか確認する必要があります。詳しくは対象食品の流通マニュアル（例：大豆、トウモロコシの場合は食品産業センターの流通マニュアル）などを確認下さい。また、FoodChainIDに実施された検査が食品表示基準に準拠するものであるか確認する必要があります。

種類	No	質問	回答
分別生産流通管理について	23	IP大豆原料で製造した脱脂大豆ミール（醤油原料、加熱有）のIP証明を発行するためには作業証明書のほかに、検査分析は何か必要でしょうか？	IPハンドリングの証明書のような社会学的検証と、分析（科学的検証）は別であるため、必要ではないと考えられます。詳しくは対象食品の流通マニュアル（例：大豆、トウモロコシの場合は食品産業センターの流通マニュアル）などをご確認ください。
	24	御社ではIPハンドリングの証明書発行をされてますでしょうか 中国品の輸入時御社名のIP証明が発行されていましたが、科学的検証（分析）による証明でしょうか	弊社（日本）ではIPハンドリングに関する証明書の発行を行っておりません。
	25	遺伝子組換え農作物の商業栽培を行っていない国において、IPハンドリングのような書類は、どのようなものを準備すればいいのでしょうか。	遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している場合等には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる段階以降においてIPハンドリングが必要となることとされています。 必要な記録を(財)食品産業センターにおいて作成・配布されている2001年12月改訂版発行の「流通マニュアル」に則り証明書を発行すればIPハンドリングがなされ、かつ、適切に確認されたこととなるかと思えます。 詳しくは食品産業センターや関係省庁にお問い合わせください。
検査・技術的内容について	26	遺伝子組換え検査について質問です。 醸造用脱脂大豆ミールについてのIP証明を行うために、検証はどんなことをしたらよいでしょうか？分析で何を発注したらいいでしょうか？	IPハンドリングの検証は所謂社会学的検証と呼ばれ、書類を中心とした証明ですので分析による検証（科学的検証）とは別ではありますが、分析する場合は加工品としての定性分析（大豆）もしくは原料の定性または定量分析を行うことをお勧めいたします。
	27	ばれいしよのGMO検査について、公定法は定められていないものの、貴社独自の方法で分析可能なか教えて欲しいです。	ばれいしよについては、食品衛生法とJAS法（食品衛生検査指針）にて公定法が定められており、当社でもまもなく分析可能となります。当社独自法の開発は今後検討いたします。
	28	穀粒と加工食品の判断の仕方 例）穀粒を粉砕したものは「穀粒」としても差し支えない 穀粒でも加熱したものは「加工品」など、これまでの事例を紹介して頂けるとありがたいです。	穀粒についてはご理解のとおりですが、付け加えるなら粉砕物であっても混ぜ物がある場合は加工品となります。また、分析の観点から見ると、DNAの質や量に影響する加工がされている食品や、DNAの正確な定量が難しい混合物の場合は、加工品の分析法を適用いたします。
	29	遺伝子組換え食品の表示の義務がないものとして、「最新の技術で検出が不可能なもの」とありますが、具体的にどのような食品加工プロセスを経ることで、たんぱく質やDNAがどのような状態になることで最新の技術でも検出できなくなるのでしょうか？	100℃を超える長時間の加熱や大きな力を加える加工が発生した際にDNA分子の寸断が起き、最新の技術でも検出できなくなると考えられています。
	30	植物ではなく、大腸菌などから作られた食品添加物であっても定性分析が必要なのでしょうか？その場合でも大量のサンプルが必要なのでしょうか？	食品添加物に対しては遺伝子組換え表示は義務付けられておりません。また、添加物自身がGMOではないため、技術的にも分析は困難です。
	31	バクバクにおいても、トウモロコシや大豆の「3つの分析法」のような商業化されているGMJ/バクバクを網羅できるような定性分析方法も検討されていますか。	今のところバクバクでは検討の予定はございません。
	32	醤油中の大豆の遺伝子組換えの有無を検査できるのでしょうか。	現状では検査技術は確立されておりません。
	33	非GM検査の実施頻度についてです。同じ原料から作られた製品を1回分析して非検出ならば、同じ原料から製造された製品は行わなくても、同じ表示が可能でしょうか。	1回の検査はその試験に対する結果であって同じ原料全ての結果を保証するものではありません。よって同じ原料でも入荷のタイミングが異なったりロットが変更になる際には都度検査を実施する事をお勧め致します。
	34	海外の規格書で分析法について記載することがあり、例えば標準寒天培地法を英語でどのように記載すればいいか、ISOやLFGB §64ではどのように表記すればいいか、何か資料があればありがたいと思います。	標準寒天培地は“Standard Plate”で、方法としては末尾に“Count”をつけてSPCと呼ぶことが一般的です。また、メーカーによる呼称（例：Plate Count agar）なども参考になります。詳しくは関係するISO文書や学術論文を入手させて頂きご確認ください。
	その他	35	果汁にアレルゲン物質が含まれているかについての検査はできますか？透明処理した果汁ではDNAが破壊されていて、陰性になるようにももわれるのですが。
36		厚生労働省の登録検査機関として認定を受ける予定はありますか？	検討中でございます。
37		植物ではなく大腸菌などから生産されるGM食品(GM添加物)又は高度精製品に関しても組換えDNAの定性試験を行う必要があるのでしょうか。その場合はRT-PCRでスクリーニング法や同定をされるのでしょうか。高度精製品に関しては、遺伝子が残存する可能性がないため、DNA抽出でDNAが検出されるかどうかの分析になるのでしょうか。	添加物に関しては遺伝子組換え表示が義務付けられていませんが、任意表示は可能です。また、技術的にDNAが抽出/検出困難ないわゆる高度精製品は、安全性審査においては添加物とみなされているため表示義務はないものと思われれます。
38	食品の栄養成分分析、GMO分析でのISO17025取得はされてますでしょうか。	未取得ですが、前向きに検討中です。	

※無断転載等はお断りいたします